



家畜保健衛生所だより

R8.1.13

高病原性鳥インフルエンザに係る消毒命令が 発出されました

1月9日に香川県東かがわ市の採卵鶏農場で発生した疑い事例について、1月10日に高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)疑似患畜と確認されました。

これを受け、県では、本病の発生予防を徹底するため、県内全ての100羽以上の家きん飼養農場を対象に、1月13日付け消毒命令を発出するとともに、消毒用消石灰を配布することとしました。消毒命令期間及び消毒方法は以下に示すとおりです。鶏舎の周りは、あらゆる場所が汚染されているという意識を持って、最大限の警戒をお願いします。

【緊急消毒について】

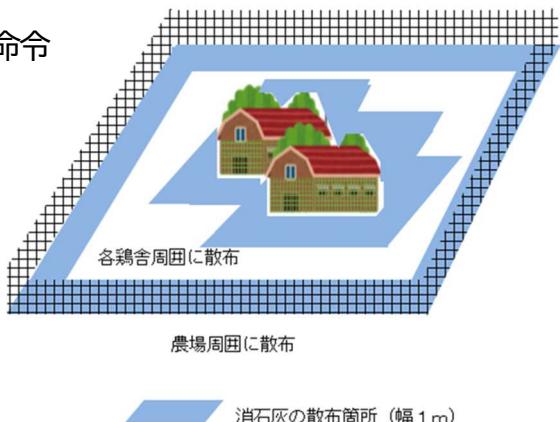
令和8年1月13日付け県報第676号外1により、
愛媛県告示第33号で家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒命令

○消毒命令期間

令和8年1月17日～2月16日

○消毒方法：消石灰の農場内散布

鶏舎外縁部及び農場境界内縁部に、
幅1mで消石灰を散布($20\text{m}^2/1\text{袋}(20\text{kg})$)



死亡羽数の増加等の異状が認められた際には、速やかに連絡をお願いします。

中予家畜保健衛生所 (東温市田窪743番地)

電話 089-990-1333 緊急連絡先(夜間・休日) 090-6282-6129
FAX 089-955-1234 メール chu-kachiku@pref.ehime.lg.jp



愛媛県報

令和8年1月13日火曜日 第676号外1

発行 愛媛県

◇ 目次 ◇
告 示

- 監視伝染病予防のための消毒方法の実施 (畜産課) 1

告 示

○愛媛県告示第33号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和8年1月13日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

2 実施する区域

愛媛県内全域

3 実施の対象となる範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥を合計100羽以上飼養する農場、だちょう、エミューを10羽以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める家きんを飼養する農場

4 実施すべき者

3の家きんの所有者

5 実施の期日

令和8年1月17日から令和8年2月16日まで

6 実施の方法

消石灰の農場内散布